

会 議 録

1 会 議 の 名 称	議会運営委員会
2 日 時	令和 6 年 8 月 8 日（木） 午前 9 時 3 0 分 開会 午前 1 0 時 2 4 分 閉会
3 場 所	全員協議会室
4 出 席 者 (8 人)	米谷 政久 今野 康敏 山田 昌紀
	川添 康大 大垣 真一 多田 厳
	安藤 玄一 大山 学（議長）
5 欠 席 者	なし
6 委 員 外 議 員	岸 圭介
7 説 明 員 (4 人)	副市長（大島 伸生）
	総務部長（杉山 秀久）
	文書法制課長（天春 祐一）
	文書法制課文書法制係長（高梨 剛）
8 傍 聴 者	なし
9 事 務 局	局長 次長 主任主事
1 0 会 議 の て ん ま つ	別紙のとおり

議 題 1 9月定例会の運営について

午前9時30分 開会

○委員長【米谷政久議員】 おはようございます。ただいまから議会運営委員会を開会いたします。

ここで、議長から御挨拶をお願いいたします。

○議長【大山学議員】 改めまして、おはようございます。連日暑い日が続いていますが、皆様、体調管理をしっかりしていただきたいと思います。4年に1度のことですけれども、本定例会は非常に変則的な日程を組んでおりますので、皆さん、よろしくお願いします。

また、陳情が5本出ているかと思いますが、皆さん、慎重審議をよろしくお願いします。

以上です。

○委員長【米谷政久議員】 それでは、大島副市長に御出席いただいておりますので、御挨拶及び執行者側の説明をお願いいたします。

○副市長【大島伸生】 おはようございます。本日は8月14日水曜日に招集いたします伊勢原市議会9月定例会の市長提出議案等のうち人事案件4件につきまして、私から御説明申し上げます。

議案書の45ページを御覧ください。

○議案第57号 伊勢原市固定資産評価審査委員会委員の選任について

固定資産評価審査委員会は、固定資産課税台帳に登録された価格に関する不服を審査決定するため、地方税法第423条第1項の規定により、市町村に設置する執行機関でございます。委員につきましては、地方税法第423条第3項の規定により、当該市町村の住民、市町村税の納税義務がある者、または固定資産の評価について学識経験を有する者のうちから当該市町村の議会の同意を得て、市町村長が選任することとされており、その定数は、伊勢原市税条例第74条の規定により3人で、また、その任期は、地方税法第423条第6項の規定により、3年とされております。

今回、平成24年10月から御活躍いただいております酒井昌直委員の任期が令和6年9月30日をもって満了となりますが、引き続き酒井氏を固定資産評価審査委員会委員として選任したいので、提案するものです。

酒井氏につきましては、司法書士、行政書士であり、固定資産、不動産登記や地方税法等に関する識見を有していること、平成27年度及び令和5年度における審査申出事案の審理において、委員長として審議の論点整理を行うなど、その職責の遂行に努められたこと、また、これまでの同委員会における豊富な経験により委員としての職務に精通されておりますことから、引き続き、固定資産評価審査委員会委員として御活躍を期待しております。

続きまして、議案書の47ページを御覧ください。

○議案第 58 号 人権擁護委員候補者の推薦について

○議案第 59 号 人権擁護委員候補者の推薦について

○議案第 60 号 人権擁護委員候補者の推薦について

議案第 58 号から議案第 60 号までの人権擁護委員候補者の推薦についての 3 件につきまして、一括して御説明申し上げます。

人権擁護委員は、人権擁護委員法第 2 条の規定により、「国民の基本的人権が侵犯されることのないように監視し、若し、これが侵犯された場合には、その救済のため、すみやかに適切な処置を採るとともに、常に自由人権思想の普及高揚に努めることをもってその使命とする」とされております。

委員につきましては、同法第 6 条第 3 項の規定により、市町村長が議会の意見を聞いて推薦した候補者のうちから法務大臣が委嘱することとされており、本市域の定数は 6 人で、また、その任期は同法第 9 条の規定により 3 年とされております。この 6 人の委員のうち、平成 19 年 1 月から御活躍いただいております杉山保代委員、平成 31 年 1 月から御活躍いただいております内海正志委員、畠中智恵子委員の 3 人の任期が令和 6 年 12 月 31 日をもって満了を迎えることとなりました。このため、内海正志委員、畠中智恵子委員につきましては引き続き、杉山保代委員につきましては、後任として伊藤都子氏を推薦いたしたいので、提案するものでございます。

内海氏につきましては、民間企業における経験が豊富であり、人格識見高く、国際感覚や人権に対する深い理解があるとともに、これまで務められた人権擁護委員としての 6 年間の実績などから、また、畠中氏につきましては、学校現場における経験が豊富であり、人格識見高く、教育や人権に対する深い理解があるとともに、これまで務められた人権擁護委員としての 6 年間の実績などから、引き続き人権擁護委員として御活躍を期待しております。

伊藤氏につきましては、成瀬地区にお住まいで、児童コミュニティクラブや介護支援を行う社会福祉法人における経験が豊富であり、人格識見高く、地域福祉や人権に対する深い理解があるとともに、地域での信望が厚いことから、人権擁護委員として御活躍を期待しております。

以上で、本議会 9 月定例会に提案いたします人事案件 4 件についての御説明を終わらせていただきます。御理解賜りますよう、よろしくお願いいたします。

○委員長【米谷政久議員】 ただいま副市長から説明がありました内容について、質疑等があればお伺いいたします。（「なし」の声あり）

ここで副市長は所用がありますので、退席いただきます。

〔副市長（大島伸生）退席〕

○委員長【米谷政久議員】 引き続き、総務部長から説明をお願いいたします。

○総務部長【杉山秀久】 引き続きよろしくお願いいたします。

それでは、私から人事案件以外の議案等につきまして御説明申し上げます。人

事案件以外の議案等は、決算の認定議案が1件、条例議案が2件、補正予算議案が1件、その他の議案が6件、報告案件が3件の合計13件でございます。

初めに、決算の認定1議案につきまして御説明を申し上げます。伊勢原市公共下水道事業会計決算書をお開きいただき、7ページを御覧ください。

○議案第47号 令和5年度伊勢原市公共下水道事業会計決算の認定について

地方公営企業法第30条第4項の規定により、遅くとも当該事業年度終了後、3か月を経過した後において、最初に招集される定例会で議会の認定に付す必要があることから、本定例会にて監査委員の意見を付して、その認定をお願いするものでございます。

8ページ、9ページを御覧ください。初めに、収益的収入及び支出です。上段の収入の表における第1款下水道事業収益の決算額は35億402万7143円で、予算現額に対する収入率は約101.9%となりました。続きまして、下段の支出の表における第1款下水道事業費用の決算額は32億2978万2799円で、予算現額に対する執行率は約92.9%となりました。

次に、10ページ、11ページを御覧ください。資本的収入及び支出です。上段の収入の表における第1款資本的収入の決算額は23億7368万5510円で、予算現額に対する収入率は約72.4%となりました。下段の支出の表における第1款資本的支出の決算額は31億2741万454円で、予算現額に対する執行率は約76.4%となりました。

なお、7億2477万6000円は、翌年度に建設改良費として繰越いたします。

以上が決算の認定1議案についての説明でございます。

次に、条例2議案につきまして御説明申し上げます。議案書をお開きいただきまして、9ページを御覧ください。

○議案第48号 伊勢原市学校給食費に関する条例の制定

学校給食法第4条の規定に基づき実施する学校給食に係る学校給食費に関し、必要な事項を定めるため、提案するものでございます。

10ページ、11ページに新規条例案を掲載しておりますので、御確認くださるようお願いいたします。

次に、13ページを御覧ください。

○議案第49号 伊勢原市附属機関に関する条例の一部を改正する条例

学校給食の運営に関する重要な事項を担当する伊勢原市学校給食運営審議会を附属機関として設置するため、提案するものでございます。

12ページに改正条例案、15ページ、16ページに新旧対照表を掲載しておりますので、御確認くださるようお願いいたします。

次に、補正予算1議案につきまして御説明申し上げます。補正予算書をお開きいただき、5ページを御覧ください。

○議案第50号 令和6年度伊勢原市一般会計補正予算（第3号）

第1条歳入歳出予算の補正といたしまして、既存の予算総額に1億678万2

０００円を追加し、歳入歳出予算の総額を３９３億６７５５万４０００円とするものでございます。内容につきましては、後ほど歳入と歳出に分けて御説明いたします。第２条債務負担行為の補正につきましても後ほど御説明いたします。

それでは、歳入歳出予算の補正について、歳出予算の補正内容から御説明いたしますので、２２ページ、２３ページを御覧ください。説明欄に沿って御説明いたします。

まず２款総務費です。公共施設総合管理事業費追加３４８万円は、市有集会所等の地元自治会への譲渡を検討するに当たり、条件整理を行うため、建築基準法等関係法令調査及び建築基準法適合状況調査を行うものでございます。市民文化会館維持管理費追加３１５万７０００円は、市民文化会館大ホールで使用している袖幕及び音響設備について必要な修繕を行うものです。市税過誤納還付金及び加算金追加９０００万円は、法人市民税で高額な還付が発生したことにより追加するものでございます。市議会議員補欠選挙執行費計上８６６万円は、市議会議員の辞職に伴い、伊勢原市長選挙と同日に執行されることとなりました伊勢原市議会議員補欠選挙を実施するための経費として計上するものでございます。

続いて、２４ページ、２５ページを御覧ください。

次に、９款教育費です。特別支援学級児童就学奨励費追加１４８万５０００円は、特別支援教育就学奨励費の制度改正に伴い必要となったシステム改修を行うものです。

続きまして、歳入予算の補正内容につきまして御説明いたしますので、２０ページ、２１ページを御覧ください。説明欄に沿って御説明いたします。

１９款繰入金です。財務調整基金繰入金追加１億６７８万２０００円は、今回の補正予算により生じる一般財源の不足を調整するものでございます。

続きまして、債務負担行為の補正について御説明いたしますので、１３ページを御覧ください。

第２表債務負担行為補正といたしまして、小学校給食調理等業務委託費は、大山小学校における給食調理について、令和７年４月から委託を予定していることから、４５５１万９０００円を限度額として追加するものでございます。

以上が補正予算についての説明でございます。

次に、その他の議案６議案についてでございます。議案書にお戻りいただきまして、１７ページを御覧ください。

○議案第５１号 工事請負契約の締結について

○議案第５２号 工事請負契約の締結について

○議案第５３号 工事請負契約の締結について

議案第５１号から議案第５３号までの工事請負契約の締結についての３件につきまして、一括して御説明いたします。３件の工事に伴います工事請負契約の締結につきましては、それぞれ伊勢原市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第２条の規定により提案するものでございます。

議案第５１号の中沢中学校校舎屋上・外壁改修工事につきましては、１８ペー

ジに契約内容、１９ページに工事請負契約締結状況、２０ページに工事概要を、議案第５２号の比々多小学校体育館中規模改修工事につきましては、２２ページに契約内容、２３ページに工事請負契約締結状況、２４ページに工事概要を、議案第５３号の図書館・子ども科学館屋上等防水改修工事につきましては、２６ページに契約内容、２７ページに工事請負契約締結状況、２８ページに工事概要を掲載しておりますので、御確認くださいようお願いいたします。

次に、２９ページを御覧ください。

○議案第５４号 物件供給契約の締結について

西分署水槽付消防ポンプ自動車Ⅱ型１台の物件供給契約の締結につきまして、伊勢原市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第３条の規定により提案するものでございます。３０ページに契約内容、３１ページに物件供給契約締結状況、３２ページに水槽付消防ポンプ自動車の概要を掲載しておりますので、御確認くださいようお願いいたします。

次に、３３ページを御覧ください。

○議案第５５号 市道の廃止について

市道を廃止したいので、道路法第１０条第３項の規定によりまして提案するものでございます。３４ページ、３５ページに市道廃止調書、３６ページから４０ページまでに市道廃止図を掲載しておりますので、御確認くださいようお願いいたします。

次に、４１ページを御覧ください。

○議案第５６号 市道の認定について

市道を認定したいので、道路法第８条第２項の規定により提案するものでございます。４２ページ、４３ページに市道認定調書、４４ページに市道認定図を掲載しておりますので、御確認くださいようお願いいたします。

次に、報告案件３件について御説明申し上げます。伊勢原市公共下水道事業会計決算書をお開きいただき、５１ページを御覧ください。

○報告第９号 令和５年度伊勢原市公共下水道事業会計継続費精算報告書の報告について

地方公営企業法施行令第１８条の２第２項の規定により、令和５年度をもって終了した伊勢原市公共下水道事業会計継続費について精算報告をするものです。５２ページ、５３ページに伊勢原市公共下水道事業会計継続費精算報告書を掲載しておりますので、御確認くださいようお願いします。

議案書にお戻りいただきまして、５３ページを御覧ください。

○報告第１０号 令和５年度伊勢原市公共下水道事業会計決算に基づく資金不足比率の報告について

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第２２条第１項の規定により、令和５年度決算に基づく資金不足比率について報告するものです。５４ページを御覧ください。資金不足比率について赤字額が生じていないため、横棒で表示してございます。

次に、５５ページを御覧ください。

○報告第１１号 専決処分の報告について（伊勢原市市営住宅条例の一部を改正する条例）

配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律の一部改正に伴い、条例中に引用する条項を整理する必要が生じたため、市長の専決事項の指定についてに基づき専決処分をいたしましたので、地方自治法第１８０条第２項の規定により報告するものでございます。５６ページに専決処分書、５７ページに改正条例、５８ページ、５９ページに新旧対照表を掲載しておりますので、御確認くださいようお願いいたします。

以上で、９月定例会に提出いたします議案等についての説明を終了させていただきます。

なお、追加提出予定議案等といたしまして、令和５年度決算に基づく健全化判断比率に係る報告案件１件の提出を予定しておりますので、あらかじめ御承知おきくださるようお願いいたします。

以上で説明を終わりにいたします。

○委員長【米谷政久議員】 ただいま総務部長から説明がありました内容について質疑等があればお伺いいたします。（「なし」の声あり）以上で執行者側の議案説明を終了します。

次に、議会側処理事項を議題とし、事務局から内容を説明します。局長。

○議会事務局長【佐伯暁美】 それでは、お配りしてございます議会運営委員会・議会側処理事項（８月８日）を御覧ください。

１ 請願・陳情受理状況について

陳情が５件提出されております。

内容は配付いたしました資料のとおりでございます。

○委員長【米谷政久議員】 次に、議案等の委員会付託についてを議題とし、事務局から内容を説明します。局長。

○議会事務局長【佐伯暁美】 正副委員長と協議の上、付託表の案を作成し、配付してございます。先ほど執行者側から説明がありました市長提出議案第４７号から第６０号につきまして、議案第４７号については産業建設常任委員会に付託、議案第４８号及び議案第４９号については教育福祉常任委員会に付託、その他は委員会付託を省略するものでございます。陳情は５件で、陳情第５号及び第８号については総務常任委員会に付託、陳情第６号、陳情第７号及び第９号については教育福祉常任委員会に付託。

以上でございます。

○委員長【米谷政久議員】 ただいま説明した内容について質疑等があればお伺いします。

○委員【川添康大議員】 陳情第１０号、前回、前々回ぐらいか、１度出ている内容で、再度出されているんですけれども、中身が、要は、共産党に対するものなんです。前回と同じ人が出しているし、前回出したとも言われていますし、

要は、ハラスメントがある前提の上のものだと思うんですけども、実際に、前回、やったけれども、結局、そういうことは聞いてないということ。あと、前回も言いましたけれども、そもそも調査自体が、個人のいろいろな政党機関紙だったり、新聞だったり、そういう調査は思想信条の自由だったり、内心の調査に当たるので、基本的には市でやること自体問題がある。今回の陳情、議員からのハラスメントがあるかどうか、全般でそれを調査してくれということだったらまだ分かるんですけども、そうじゃなくて、単純に機関紙を議員からの圧力によって、無理やりとらされていることの調査をしてくださいということなので、実態としてそれを認めて、その調査をしろというのか。それと、今回、規則を変えてくれという話になっちゃっているんで、そもそも言っている中身と、この陳情項目がまたちょっとずれている状態で、これをそのまま取り扱うのかも議会として問われているんじゃないかなと思うんですけども、この辺はどのような話合いの結果、取り扱うとなっているのか、教えてほしいんですが。

○委員長【米谷政久議員】 ただいまの御意見に対して、何か御意見ありますか。

○委員【今野康敏議員】 今、川添委員から最初に、前回と同じ陳情だと言ったと思うんですけども、前回、我々伊勢原市議会として採択した陳情内容について、庁舎内にハラスメントがあるかないかのアンケート調査をしてくださいよ、それがメインだったと思います。それをいまだにやられてないので、そのアンケート調査を速やかにやってください、そういうような陳情だ、そのように理解しています。

あともう1つ、いわゆる非難中傷というか、そういうものに当たるんじゃないかということですけども、この陳情文書を見た限りですと、いわゆる政党、どこの政党かは全く書かれていない。政党機関紙、世の中、いろいろな政党があって、政党機関紙が発行されていると思いますけれども、それについて市職員に対して、例えば強制的な勧誘があったかないか。それに対して苦痛に感じてないかどうかの調査をしてください。アンケート調査をしてください。だから、個人個人の信条を別に問うているわけではなくて、ある意味でアンケート調査ですから、基本的には個人の調査なり、そういう部分では、個人の信条とか、そんなものを問うようなアンケートにならないはずですし、今回の陳情のポイントは、去年我々が採択したことに対して、伊勢原市議会として、市職員に対してのアンケート調査を速やかにやってください、そういうものですから、これを去年取り上げておいて、今回、議会として取り上げないのは、また、陳情者に対しても失礼に当たる。私の意見はそんな感じです。

○委員長【米谷政久議員】 ほかに何かありますか。

○委員【川添康大議員】 前回の陳情は、資料を見ると明らかにしんぶん赤旗そのもののことを言っているんです、前回の陳情で。これはその継続なので、出されている方も同じだし、前回出したけれども、やられてないということも、この中で言っているんで、そのものだと思うんです。だから、そこはほかの機関

紙じゃなくて、そのことを言っているものだと思いますけれども、そこは理解がちょっと違う感じですか。

○委員【今野康敏議員】 どちらかというところ、我々は、この陳情文書を受け取った段階で、この陳情文書の文言を一つ一つとったときにどの政党機関紙か、特定する情報は一切ないところなんです。1つは。

もう1つは、どちらかというところ、この中に無所属の方も多いんですけれども、ある意味ではどんな政党の機関紙であっても、市職員に対してハラスメント、その機関紙を半ば強制的にとらせるような行為は、そもそもよろしくないというところでは、ほかの政党機関紙の人も含めて、そこは明らかにしていかなきゃいけない。もしそういうのをハラスメントとして感じている、ほかの地方自治体みたいにアンケート調査をやって、意外とそういうハラスメントを感じているという結果が多かったと聞いていますので、そういうのも伊勢原市においてもしっかり明らかにして、もっと言うと、政党機関紙に端を発しなくても、それ以外のところでも議員から職員に対してのハラスメントはあってはならない話ですので、そういうのも含めて、職員課が中心になると思うんですけれども、総務部長、今いらっしゃると思いますので、こういうアンケート調査を私自身は速やかに実施していただきたいなと思っています。

以上です。

○委員【川添康大議員】 1つ、調査をしたところもあります。川崎市なんかは裁判になりました。実際にその裁判で、実質的には、調査自体が内面、内心の自由を侵すものになりかねないということで、自主的にそれをやるのが、本当に自治体の判断でよかったのかという判決もう出ています。それをもってしても、それをやるのかどうかが自治体には問われていると思うんです。今回、前回の陳情が出たけれども、それをやらなかったのは、そういう判断の下でやってないんだと思います。だから、ハラスメントがあるのであれば、ハラスメント調査は、別に全般でやる分には、私は全く問題ないし、それは政党機関紙関係なくです。その中に例えば政党機関紙の問題が出てくるのであれば、それはそれだと思いますけれども、問題は、個人が何をとっているかどうかがそれで分かってしまうわけです。政党機関紙をとっているのか、とっていないかも。だから、問題だと言っているんです。それは個人の自由なので、それを行政側が、職員に対してわざわざ調査をすることはやっぱり大きな問題がある。だから、議会としてそれをやれと言うことはやっぱり慎重に諮るべきだと思いますし、今回、陳情項目が、ハラスメントと言いながらも、それはなしになって、規則をとにかく変えてくれという陳情項目になっているんですね。最終的には。だから、そこはちょっと違うんじゃないかなということもあるので、だから、そこまでのことを議会としてやるのかどうか。それを正副委員長でどういう議論をして、これを取り上げる、取り上げないと決めたのかを明らかにしてほしいということなんです。私は誹謗中傷も入っていると思うので、明らかに。前提でやられている。というところなので、そこもはっきり議論して、これを取り上げる理由をちゃんと伝えていただ

きたいと思っています。正副委員長の意見であれば、それでいいですけども。

○委員【今野康敏議員】 今、川添委員が川崎市の例を言っていただきましたけれども、こういうアンケート調査で大事なものは、まさにアンケートに答えている方の個人が特定されるようなアンケートになっていけば、川添委員が心配しているようなこともあると。大事なものは、アンケートに協力していただく方の個人の、ある意味では信条とか、思想が分からないようなとり方は幾らでもある。無記名で、誰が答えた内容かは全く分からない。問題はアンケートのとり方なんです。正直言うと。なので、要するに、委員長とも昨日も話しているんですけども、アンケートをとるにしたって、もちろん無記名のアンケートだし、もっと言うと、こういう陳情を契機にして、先ほど申しましたように、ほかの案件についても、議員から職員に対してのハラスメント、もしくはそれに当たるような行為を受けたことがあるかとか、見たことがあるかとか、そんなのも無記名で調査したほうがいいんじゃないかと委員長と話したところです。

以上です。

○委員【川添康大議員】 今回のはそういう項目にはなっていないということです。ハラスメントのアンケートをしろとはなっていない。中身はそういうふうなことを書いて、陳情項目としてはまた別の項目になっていますので、私の意見として、そう解しています。

○委員【今野康敏議員】 今言われた陳情項目の3つ目に、アンケート等を通して収集し、判断材料としてください。要はアンケートのことを言っているんです。だから、文中に言われているところを最後の3番目で、アンケート調査をしっかりとやらせてもらう。どちらかというところ、こっちがこの陳情項目からいうと、去年の伊勢原市、何度も繰り返しになっちゃいますけれども、採択した際には、市に対して、その辺の我々のやっぱり責任だろうと思って、アンケート調査をいつまでにやれるんですか、どういう項目でやるんですかというところも議会としてしっかり確認してなかったのは事実だと思います。それに対しての陳情というふうに委員長と一緒に受けています。

以上です。

○委員長【米谷政久議員】 ほかにありませんか。

○委員【山田昌紀議員】 そもそも、この陳情は資料を見る限り、去年の続きですよ。それだったら、川添委員の言うとおりで、やっぱり個人の誹謗中傷になるような気がします。去年の陳情に関しては、執行部側ももちろん把握しているわけだよね。採択されたわけだから、認識しているわけで、その先のことは、全然執行部から特に上がってきてないんですよ。やってない。振りますか、執行部に。今そこにいるから。

○委員長【米谷政久議員】 続けてください。

○委員【山田昌紀議員】 せっかく陳情の扱いに関して要綱をつくったわけだから、1人でもやっぱり疑義があれば、飛ばしじゃないけれども、審議をしないで配付のみでしていただいて、それに対して、執行部に対してちゃんとハラスメ

ントに関してはアンケートしろよというような融通はしてもいいんじゃないか。ここで審査する必要はないような気がします。

○委員【今野康敏議員】 大事なのは、今、議運でいろいろ意見を出し合っていますけれども、しっかり総務常任委員会に付託して、こういう意見の大半を、ある程度いらっしゃる、議員間の討論も含めてやるべきだと思います。それを一議員から非難中傷に当たるんだと言った一言だけで、せっかく常任委員会がある中で付託しないで、議運だけでそれを決めちゃっていいかどうか、私は非常に疑問に感じます。（「議運で決めるのはそうでしょう」の声あり）

○委員【山田昌紀議員】 じゃ、何で要綱をつくったのかという感じです。要綱でちゃんと議運で付託すると言っているから……。

○委員【今野康敏議員】 私と委員長は、今回は別に非難中傷に当たらないよと、大前提として判断しているんです。だって、さっきも私が言ったとおりです。この陳情文から、どこの政党だなんて分らないです。分らないですし、正直言っているいろいろな出ている情報から推測して言われていることですから、そこは何か間違いだったら指摘してもらいたいです。

○委員【山田昌紀議員】 書き方であれば間違いないですけども、1年前に、私、総務常任委員会でしたけれども、これを審査したわけです。そのときは完全に共産党という形で、しんぶん赤旗みたいな形の、たしか陳情文書だった気がします。1年前なのであれなんですけれども。出どころも一緒だし、内容も正直言って同じで、ただ、それを隠しているだけじゃないですか。というのは、僕なんか推測してしまうわけです。だったら、これは配付でいいんじゃないのか。それで、改めて執行部に対してハラスメントに関してちゃんと調査してよ。その中で、いろいろな政党が機関紙に対してハラスメントを感じるのであれば、それは議会に報告して、議会でも何らかの措置をとればいいのかなと思うんですけども、そんなに陳情審査でやることかなと。去年、賛成を出しているわけだから。賛成というか、採択されているわけだから。その中から、改めて執行部にハラスメント調査してよ。そういう要望を出してもいいんじゃないか、議会として。

以上です。

○委員長【米谷政久議員】 こちらに総務部長がおられるので、これに対して何かありますか。

○総務部長【杉山秀久】 昨年9月に陳情が出て採択をされた中で、それを受けまして、執行者側としましては、まず担当として各近隣市の状況を確認させていただいたところでございます。経過での説明になりますけれども。皆さんも御存じのとおり、各市で採択されたり、採択されてないところもございました。そうした中、各市ともども少し様子を見ましょうという話が多かったようです。そういった中で、本市におきまして、まずは様子を見るというところで、一応置いておりました。その中で、同じ方から、執行者側に、1月になろうかと思うんですけども、陳情が出てまいりました。それに伴って、2月に本市から回答しているところでございます。

2つの質問をいただいています、1つが、政党機関紙の購読に関する調査をお願いしますということでした。それに対しては、本市からでは、政党機関紙の購読に関する調査の必要性を見極めて判断いたしますという回答をさせていただきます。

もう1点が、政党機関紙の勧誘について、庁舎管理規則で明確に禁止行為としているのかというお話でございました。政党機関紙の勧誘については、庁舎管理規則12条に禁止行為があるんですが、それには該当しませんという回答をしているところです。

そうした中、新年度になりまして、やはり採択をいただいた中での動きとして、こういった形で対応するべきなのか検討してきたところでして、今回につきましては、ちょっと遅れて申し訳ないのですが、各職員に対しまして、市の職員以外の方の執務室の立入禁止に関する制限についての通知を出そうと考えてございます。

内容としては、やはり執務室の中には当然個人情報ですとか、情報漏えいの対策もありますので、そういった見解で、その部分の抑制をしたいなど、そんな動きをしたいなどという考えの下で今いるところでございます。

お答えになっているでしょうか。

○委員【今野康敏議員】 総務部長に今お答えいただいたんですけれども、まさしく言われているとおりだと思います。

もう1点、観点として欠けているのが、特に1階とか、文化会館の受付、まさに手数料収入とか公金を扱っているところに入って、新聞代を現金で収受している。こういうところは非常に違和感があります。もしそうだとしたら、そんなところも管理規則にしっかり入れていただくことも大事だと思います。いかがですか。

○総務部長【杉山秀久】 庁舎管理規則の中に、当然禁止行為があります。禁止行為の中で、今、今野副委員長がおっしゃった部分が特に明確には書いてはいないんですけれども、ただ、第三者がそういったところに入ることは、おっしゃるとおりでして、お金を集める、そういう行為はいけませんので、そういった行為は、市長が特に必要があると認める行為には該当しないので、当然、そこは抑制していく形になろうかと思っております。

○委員長【米谷政久議員】 この場では、この案件を付託するかどうかということになりますので、ただいま様々な意見が出ましたけれども、ここで、これを付託するかの決を採りたいと思いますが、よろしいでしょうか。

○委員【大垣真一議員】 誹謗中傷に該当するかという議論があったんですけれども、前回の陳情は結構、名称が出ていたじゃないですか。だけれども、それは誹謗中傷になるのかというのはちょっと確認したくて、例えば今回の陳情だと、他市だと3割の人が圧力に感じたよとか、いろいろなことが書かれているじゃないですか。その上で、伊勢原市はどうなのかという話なんだと思うんです。だから、僕は誹謗中傷に該当しないということで、今から議決するのであれば、手を

挙げますよと。誹謗中傷じゃないのかと思う考えがあるのかもしれないですけども、私は違うんじゃないかということはまず言っておきます。言わないで手を挙げるのは嫌だから。

○委員【今野康敏議員】 今、大垣委員が言われたとおり、私と委員長もそういうふうに判断して、総務常任委員会に付託すべきだと。そういう判断をして、皆さんに、今日、案としてお示ししたということです。まさにそのとおりです。

○委員【大垣真一議員】 なので、委員会で、川添委員が言われることもそのとおりだと思うが、誹謗中傷かどうかは違うと私は思います。だけれども、言われることは大事なので、しっかりと委員会なり、また、議会で議決するでしょうから、各議員がしっかりと考えないといけない項目なんだろうということを問題提起して、どちらかに手を挙げます。

○委員【埴田巖議員】 私も大垣委員と一緒に、陳情を見ると誹謗中傷にほぼ当たらないかなという感想です。また、いろいろ陳情審査をさせていただいてる中で、1年のうちに2回も3回も、定例会に出てくるものに対しては、配付のみになっていたものも過去にあったかな。それはこの議運で諮られていたと思うんです。ただ、やっぱり1年間空いて出てきている陳情に関しては、例えば小学校、中学校の教育予算拡充を求める陳情とか、毎年のように出てきているんですけども、少しずつ内容が変わって、年1回来ている。やっぱりそこはそこでしっかりと審査をされていまして、やはり1年間空いているという意味合いでは、私は、誹謗中傷に当たらないというのを感じましたので、しっかりと審査すべきだと思います。

以上です。

○委員長【米谷政久議員】 安藤委員、ありますか。

○委員【安藤玄一議員】 陳情の取扱いを決めたんですけども、伊勢原市の今までのやり方は、基本的には全部審査するというやり方で来ています。よっぽどのがなければ、僕は審査するべきだと思っている立場なんです。今回のこれは、要は、政党の機関紙を庁舎内で勧誘すること、それはやめてくださいというような、中止してくださいというような陳情じゃないですか。だから、それはそうすべきだ、そうすべきじゃないということを議会で、委員会で、自分の意見を言えればいいだけなのかなと思っているので、取り扱ってもいいんじゃないかなと思います。

○委員長【米谷政久議員】 ただいま皆様から意見が出されましたので、それでは、決を採っていきたいと思います。陳情第8号について付託することに賛成の方は挙手をお願いします。

〔挙手多数〕

○委員長【米谷政久議員】 挙手多数により、陳情第8号につきましては付託することに決定いたしました。ほかの議案等の委員会付託については配付した付

託表のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○委員長【米谷政久議員】 御異議ありませんので、付託表のとおり決定いたします。

次に、会期の決定についてを議題とし、事務局から内容を説明いたします。局長。

○議会事務局長【佐伯暁美】 会期の決定については、過日原案をお示しし、御了解をいただいておりますので、その内容に基づいて日程案を作成し、お配りしてあります。会期は8月14日から9月3日までの21日間でございます。

- ・ 8月14日 本会議 提案説明
- ・ 8月15日 一般質問通告期限正午
- ・ 8月20日 本会議 議案審議
- ・ 8月22日 委員会 付託審査
(総務常任委員会 午前9時30分)
(産業建設常任委員会 午後1時30分)
- ・ 8月23日 委員会 付託審査
(教育福祉常任委員会 午前9時30分)
- ・ 8月28日 本会議 一般質問
- ・ 8月29日 本会議 一般質問
- ・ 8月30日 本会議 一般質問
- ・ 9月 3日 本会議 最終日

以上でございます。

○委員長【米谷政久議員】 それでは、お諮りいたします。会期の決定については、配付した内容のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○委員長【米谷政久議員】 御異議ありませんので、配付した内容で8月14日の本会議において議長からお諮りいたします。

次に、秦野市伊勢原市環境衛生組合議会議員の補欠選挙についてを議題とし、事務局から内容を説明いたします。局長。

○議会事務局長【佐伯暁美】 萩原鉄也議員の辞職に伴い、秦野市伊勢原市環境衛生組合議会における伊勢原市議会選出議員に1名の欠員が生じることとなりました。同組合同規約第8条において、組合議員に欠員を生じたときは、2月以内に補欠の議員を選挙しなければならないと規定があることから、9月定例会初日であります8月14日に同組合補欠選挙を行うものです。

選挙の方法については投票によるものと指名推選によるものの2種類がありま

す。指名推選による選挙が例ではありますが、今回は7月19日の会派代表者会議で決定したとおり、指名推選ではなく、投票による選挙の方法でよろしいか、御協議をお願いいたします。

○委員長【米谷政久議員】　ただいま局長から説明がありましたとおり、秦野市伊勢原市環境衛生組合議会議員の補欠選挙については、投票による選挙とすることに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○委員長【米谷政久議員】　御異議なしと認め、秦野市伊勢原市環境衛生組合議会議員の補欠選挙は投票により行うことに決定いたしました。

それでは、選挙の方法について事務局から内容を説明いたします。局長。

○議会事務局長【佐伯暁美】　ただいま投票による選挙と決定いたしましたので、投票の方法について申し上げます。投票については、伊勢原市議会会議規則第25条から第33条までの規定に基づく選挙となり、単記無記名で被選挙人1人を投票用紙に記載していただきます。法定得票数は有効投票の総数の4分の1以上となります。

なお、開票の際の立会人は、議長が、異なる会派から2人を指名することになっております。今回、議会運営委員会正副委員長において、該当の役職を希望されていない会派から岸圭介議員と荻野貴文議員に立会人をお願いしたいと考えておりますので、よろしくお願いいたします。

以上でございます。

○委員長【米谷政久議員】　秦野市伊勢原市環境衛生組合議会議員の補欠選挙につきましては、説明いたしました内容で御承知願います。

それでは、以上をもちまして、本日の議会運営委員会を閉会いたします。お疲れさまでした。

午前10時24分　閉会

上記会議録は事実と相違ないので署名する。

令和6年8月8日

議会運営委員会
委員長　米　谷　政　久